

# 子育て世帯臨時特別給付金給付事業

保健福祉部子育て支援課

事業費 1,131,159 千円

## 事業の概要

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し適切な配慮を行うことを目的として、臨時特別の給付金を早期に支給する。

## 事業内容

### 1 支給対象者

- (1) 令和3年9月分の児童手当法による児童手当（本則給付）の受給者
- (2) 令和3年9月30日（以下「基準日」という。）において高校生相当の年齢の児童の養育者（（1）に該当する者を除き、かつ令和2年の所得額が児童手当本則給付の対象となる者に限る。）
- (3) 基準日において高校生が委託されている施設、里親等、または基準日以降に出生した児童の養育者で児童手当本則給付の対象者

### 2 支給対象児童

- (1) 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童
- (2) 基準日において支給対象者に養育される高校生
- (3) 基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に出生した児童 等

### 3 支給額

児童1人当たり一律5万円を支給

## 事業費内訳 ※全額国庫負担（10/10）

【交付金】対象児童数	22,460 人	1,123,000 千円
【事務費】職員手当等	1,208 千円	消耗品費 506 千円
印刷製本費	242 千円	通信運搬費 2,760 千円
手数料	1,815 千円	委託料 1,628 千円
		合計 8,159 千円

	支給対象者	支給時期	申請
支給スケジュール	児童手当等受給者	令和3年12月下旬に支給	不要
	その他児童の養育者	申請受理後、早期に支給	必要
	新規出生者の養育者	申請受理後、早期に支給	必要